

男女共同参画行動計画素案について（概要）

■素案（抜粋）について

- ・計画の基本理念や体系の変更は行わず、施策の方向や施策の内容、担当課を中心に見直しを行いました。担当課については、全課のみとせず担当課を指定したうえで全課を加えるようにしました。
- ・変更箇所は事前送付した素案では赤字となっています。
- ・「第2章 近江八幡市の男女共同参画の現状と課題」「資料編」については、現在データ更新中のため、事前送付は行っておりません。

■主な変更点

①基本目標Ⅰ「一人ひとりの人権を尊重する意識づくり」 P17

- No.15：ひとり親家庭や同性カップルと連れ子など、多様化する家族の形への理解促進に関する内容を追加。
- No.16：パートナーシップ宣誓制度の周知と、性的マイノリティへの配慮に全庁的に取り組む内容を追加。
- No.18：施策の方向も含めて、より国際的な男女共同参画の取組に協調する内容になるよう見直し。

②基本目標Ⅱ「誰もが個性と能力を発揮し活躍できる環境づくり」 P18～23

主要担当課の商工振興課に、働き方改革セミナーや講演会等のイベント開催以外の手法の検討を促す内容に変更。(No.20.23.24.26.29.30.31.32)

③基本目標Ⅲ「誰もが安心して暮らせる仕組みづくり」 P25.P28

- ・No.36.46 について、SRHR（性と生殖に関する健康と権利）について学ぶ機会を確保する内容となるよう変更。(P16No.11 にも SRHR の文言を追加)
- ・No.36 は施策内容の後半部分を差し替え。子どもや若者が性暴力に巻き込まれることを防ぐ内容に変更。

④基本目標Ⅳ「共に担い支えあう家庭・地域づくり」 P33～P34

- No.58：「高齢者の地域活動への参画支援」から全面差し替え。市民意識調査の自由意見で、祭りの場面で男性がメインとなり、女性は賄いをさせられていることについて不満を感じている意見があったこと等から、意識啓発だけでなく活動内容の見直しを促していく内容に変更。
- No.59：地域における防犯活動に関する内容を追加。
- No.60：施策内容の前半部分について差し替え。避難所において女性や要配慮者らのニーズを把握して、適切に対応する内容に変更。また、平時における防災分野における男女共同参画の啓発や、防災分野における女性人材の育成を促す内容に変更。

⑤推進体制 P36

- No.62：人事配置により部署ごとの著しい性別の偏りの解消に取り組む内容を追加。特定事業主行動計画の策定を促す文言を追加。